

厚岸町規則第27号

厚岸町行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

厚岸町長

三浦 克宏

厚岸町行政組織規則の一部を改正する規則

厚岸町行政組織規則（平成11年厚岸町規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1 総合政策課の部政策調整係の項中第21号から第30号までを削り、第31号を第21号とし、第32号を第22号とする。

別表第1 総合政策課の部に次のように加える。

移住交流推進係	(1) 移住及び定住に関すること。 (2) 地域おこし協力隊に関すること。 (3) まちおこし基金事業に関すること。 (4) まちおこし団体の支援に関すること。 (5) 友好都市との親善交流の総合調整に関すること。 (6) その他地域間交流に関すること。 (7) 姉妹都市との親善交流の総合調整に関すること。 (8) その他国際交流及び国際協力に関すること。 (9) 東京厚岸会等のふるさと会に関すること。 (10) その他ふるさとづくりに関すること。
---------	---

別表第1 保健福祉課の部健康推進係の項第8号中「子育て世代包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。

別表第1 観光商工課の部中

観光係	(1) 観光事業の振興に関すること。 (2) 広域観光の推進に関すること。
-----	--

	(3) 観光資源の調査開発に関する事。 (4) 観光宣伝及び観光客に関する事。 (5) 観光行事に関する事。 (6) 自然公園（保護を除く。）に関する事。 (7) 観光関係団体に関する事。 (8) 観光施設の整備及び管理に関する事。 (9) 自然公園施設の整備及び管理に関する事。 (10) 公園占用に関する事。 (11) 子野日公園、緑のふるさと公園野営場及びピリカウタ広場の管理並びに運営に関する事。 (12) 味覚ターミナル・コンキリエの事業推進、管理及び運営に関する事。 (13) 道の駅の推進に関する事。 (14) 厚岸町公式キャラクターに関する事。 (15) その他観光及び道の駅に関する事。 (16) ふるさと納税に関する事。 (17) ふるさと納税基金に関する事。 (18) その他課内他係に属さない事務に関する事。
--	--

を

観光係	(1) 観光事業の振興に関する事。 (2) 広域観光の推進に関する事。 (3) 観光資源の調査開発に関する事。 (4) 観光宣伝及び観光客に関する事。 (5) 観光行事に関する事。 (6) 自然公園（保護を除く。）に関する事。 (7) 観光関係団体に関する事。 (8) 観光施設の整備及び管理に関する事。 (9) 自然公園施設の整備及び管理に関する事。 (10) 公園占用に関する事。 (11) 子野日公園、緑のふるさと公園野営場及びピリカウタ広場の管理並びに運営に関する事。 (12) 味覚ターミナル・コンキリエの事業推進、管理及び運営に関する事。 (13) 道の駅の推進に関する事。 (14) 厚岸町公式キャラクターに関する事。 (15) その他観光及び道の駅に関する事。 (16) その他課内他係に属さない事務に関する事。
ふるさと納税推進係	(1) 寄附受付に関する事。 (2) 返礼品に関する事。 (3) 返礼品登録事業者に関する事。 (4) ふるさと納税ポータルサイトに関する事。 (5) ふるさと納税のPRに関する事。

- | |
|--|
| (6) ワンストップ特例申請に関すること。
(7) ふるさと納税基金に関すること。
(8) その他ふるさと納税に関すること。 |
|--|

に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。